

白浜町

開設しました！

成年後見支援センター

安心生活創造推進事業（選択事業）



社会福祉法人 白浜町社会福祉協議会

成年後見制度とは

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい、精神障がいをお持ちの方などが地域で安心して生活できるよう、成年後見人等が家庭裁判所から選ばれることにより、その生活を法律的に保護し、支えるための制度です。法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。



法定後見制度

既に判断能力が不十分な状態の方に対して、家庭裁判所への申立てにより、本人の判断能力の程度に応じた成年後見人等（後見人、保佐人、補助人）が選任され、法律上の権限に基づいて支援します。



任意後見制度

将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、自分が選んだ任意後見人と「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。

本人の判断能力が不十分となった場合、本人や任意後見人の申立てにより任意後見監督人が選任され、具体的な支援が開始されます。

成年後見支援センターの活動内容

白浜町成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する情報を広く発信し、成年後見業務に関わる関係機関と連携しながら、次のような活動を行います。

- 電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。
- 成年後見制度を利用するための申立て手続きや、後見人等の活動に関するアドバイスなどを、家庭裁判所や関係機関と連携しながら行います。
- 住民を対象とした「相談会」を行います。

相談・利用 支援



広報・啓発 活動

- 住民を対象とした「研修会」や、福祉団体・関係機関を対象とした「説明会」などを行います。
- 広く住民を対象に成年後見制度の広報・啓発活動を行います。

- 家庭裁判所や和歌山弁護士会、リーガルサポート和歌山支部、ぱあとなあ紀南、医療機関など関係機関と連携を図ります。

関係機関等 との連携

成年後見制度について、分からないことがあれば、いつでも気軽にご相談ください。



親が亡くなったら、障がいのある子の財産の管理は誰に頼めばいいのだろう？

認知症で一人暮らしのおばさんの年金の管理と身の回りの世話をどうしよう？



白浜町成年後見支援センター

電話：0739-45-3331

開所日時：月～金（祝日・年末年始除く） 9:00～17:00

所在地：〒649-2324

和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵 274-1

（社会福祉法人白浜町社会福祉協議会 本部事務所内）

FAX:0739-45-2777